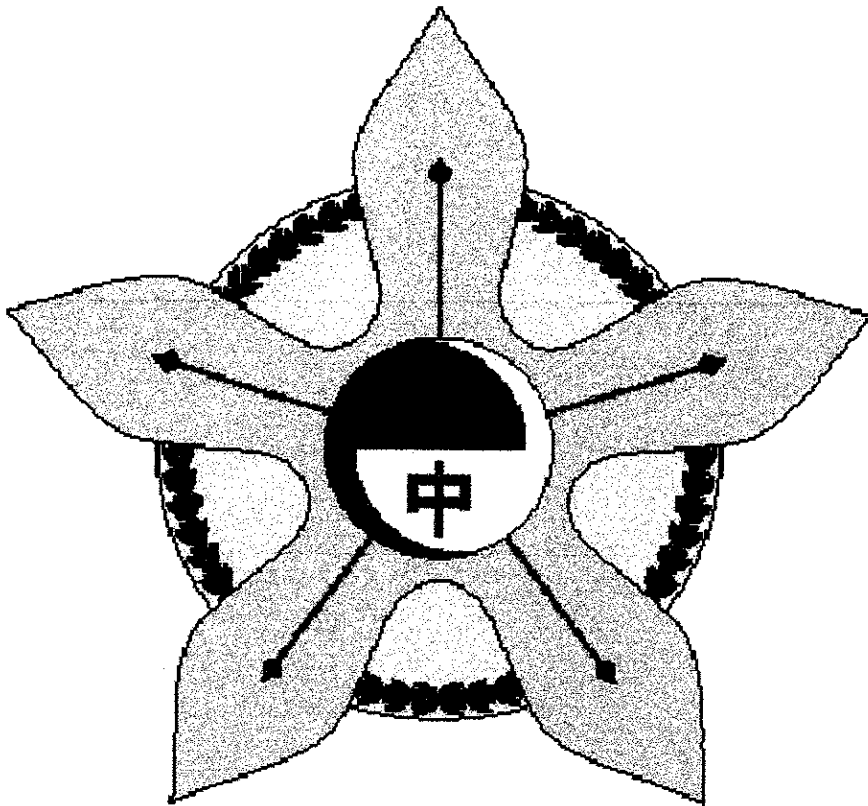


令和6年度前期

生徒総会

恵山中学校生徒会



日時 令和6年5月1日（水）

場所 恵山中学校体育館

目 次

令和6年度 生徒総会次第	1 ページ
恵山中学校生徒会 会則	2～4 ページ
恵山中学校 生徒会役員選挙管理規定	5～6 ページ
令和6年度 前期生徒会執行部 活動内容	7 ページ
代議員 活動内容	8 ページ
学習委員 活動内容	9 ページ
保体委員 活動内容	10 ページ
令和6年度 前期生徒会役員名簿	11 ページ
令和5年度 生徒会決算	12 ページ
令和6年度 生徒会予算案	13 ページ

生徒総会次第

- 1 開会宣言
- 2 校長先生のお話
- 3 生徒会代表あいさつ
- 4 議長団選出ならびにあいさつ
- 5 議事
 - 第1号議案 令和6年度生徒会執行部前期活動計画に関する件
 - 第2号議案 令和6年度各専門委員会前期活動計画に関する件
 - 第3号議案 令和5年度生徒会費決算に関する件
 - 第4号議案 令和6年度生徒会費予算に関する件
- 6 議事録確認
- 7 議長団解任ならびにあいさつ
- 8 閉会宣言
- 9 連絡・指示

恵山中学校生徒会 会則

第1章 総則

- 第1条 本会は恵山中学校生徒会と称し、事務所を恵山中学校内に置く。
- 第2条 本会は学校生活において生徒が自治活動や学校行事に意欲的に参加し、よりよい学校生活を築くことを目的とする。そのために必要な事柄は、生徒自ら提起し、協議のうえ決定し、実行する。

第2章 組織・活動

- 第3条 本会は恵山中学校生徒全員をもって組織する。
- 第4条 本会第2条の目的を達成するため次の組織を置く。
- 1, 生徒総会
 - 2, 代議員会
 - 3, 専門委員会
 - 4, 生徒会執行部（以下執行部）
 - 5, 特別委員会
 - 6, 選挙管理委員会（以下選管）
 - 7, 学級会
- 第5条 ① 生徒総会は、全会員によって構成される最高決議機関で前期に1回行う。
② 総会の定足数は全会員の4分の3とし出席者の過半数の賛成で可決する。ただし、会則の改廃は出席者の3分の2以上の賛成により可決される。
③ ただし次の場合は臨時総会を開く。
(1)代議員会が必要と認めた場合
(2)会長が必要と認めた場合
(3)学校が開催を要求した場合
(4)会則を改廃する場合
- 第6条 代議員会は生徒総会につぐ議決機関で委員長、副委員長、によって構成する。代議員会の互選で議長を選出し議長の召集により会議をもち、執行部等の提案事項や学校生活の改善に必要な事項等を議決する。
- 第7条 専門委員会は、学習委員会・保体委員会があり、学級の専門委員により構成する。
なお専門委員長は、各専門委員会内の互選で選出する。
各専門委員会は次の業務を分担する。
1. 学習委員会
 - 学習に関すること
 - 図書室管理・掲示物に関すること
 2. 保体委員会
 - 健康安全・学校給食に関すること
 - その他体育に関すること
- 第8条 執行部は会長・副会長・書記により構成される。生徒会を総括して執行の責任を持ち、生徒会活動の円滑な推進にあたる。

- 第9条 特別委員会は必要に応じて設置できる。
- 第10条 選挙管理委員会は、選挙管理規定に基づき生徒会役員の選出にあたる。
- 第11条 学級会は本会組織最小単位の集団であり、代議員会にその意志を反映できる。
- 第12条 本会に次の定員及び代議員を置く。ただし、専門委員の定数については年度ごとに指定された定数を配置する。
- 1, 生徒会執行部
 - ・会長 1名
 - ・副会長 1名
 - ・書記 1名
 - 2, 代議員
 - ・委員長 1名
 - ・副委員長 各年度で定められた人数
 - 3, 専門委員
 - ・学習委員 各年度で定められた人数
 - ・保体委員 各年度で定められた人数
- 第13条 代議員・専門委員は学級で選出する。
- 第14条 生徒会役員・専門委員長及び委員長・副委員長の任務は次の通りとする。
- 1, 会長は生徒会全体をよく把握し、生徒会活動が円滑に行われるように努める。
 - 2, 副会長は会長の補助をし、会長不在時にはその代理を務める。
 - 3, 書記は、特に会議の議事の記録と保管を務める。
 - 4, 各専門委員長は、それぞれの活動の中心となり、委員会活動を盛んにするように努める。
 - 5, 委員長・副委員長は学級の状況や意向等をよく把握し、学級代表として代議員会の議決にあたり、各学級の意見を正しく反映させ、よりよい学校生活の改善と充実を図る。

第3章 会期及び任期

- 第15条 生徒会役員・専門委員及び代議員は選出された後、校長が認証する。
- 第16条 本会の会期は4月1日から3月31日までとする。
- 第17条 会期を前期、後期に分け、その期間は年度の始めに定める。
- ①生徒会役員の任期は後期からの1年間とする。
 - ②専門委員・代議員の任期は前期、後期ごととする。

第4章 会計

- 第18条 本会の会計は会費をもってこれにあてる。会計年度は4月1日に始まり翌年3月末日をもって終わる。
- 第19条 予算、決算は5月総会において討議し決定する。
- 第20条 会費は毎月220円とする。

第5章 附 則

第21条 その他必要事項については別に定める。

第22条 本会の決定事項は職員会議によって承認され、効力を発生する。

第23条 この会則は平成17年4月1日をもって施行する。

- (1)平成27年5月 8日 一部改正
- (2)平成29年5月 9日 一部改正
- (3)平成30年5月10日 一部改正
- (4)令和2年 5月15日 一部改正
- (5)令和3年 5月10日 一部改正
- (6)令和6年 3月18日 一部改正

生徒会役員選挙管理規定

第1条 この規定は生徒会役員の民主的選挙を行うために定める。

第2条 本規定は生徒会会則第12条の1により、次年度の生徒会役員を選出するためのものであり、毎年10月中に行い公示は2週間前とする。

第3条 選挙権はすべての会員が有する。

第4条 被選挙権は、第1学年および第2学年の全会員が有し、第3学年の会員はない。

第5条 選挙管理委員は被選挙権のない副委員長をもって構成し、選挙の管理と事務を行う。

第6条 選挙管理委員会の業務は次の通りとする。

1. 選挙公示と立候補の受付
2. 選挙公報の発行
3. 選挙運動全般にわたる監視
4. 立会演説会の開催
5. 投票の運営と管理
6. 開票業務と開票結果の公報
7. その他選挙に関すること

第7条 立候補者は責任者を1名伴い、学級担任の認印をうけてから選挙管理委員会に届け出る。

第8条 選挙管理委員は立候補者の責任者となることはできない。

第9条 選挙運動については、次の通りとする。

1. 立候補の届け出と同時に選挙運動をすることができる。
2. 遊説は始業前と昼休みに廊下や各教室で行うことができる。
3. 放送演説をする場合は、選挙管理委員会が日程を調整する。
4. 立会演説会では、応援演説者は1名とする。
5. ポスター・たすきは指定された用紙を使い、色は5色以内とする。また作成後、選挙管理委員会の検印を受けなければならない。
6. ポスターの掲示は選挙管理委員会が指定する。

第10条 選挙は投票によって行い、その方法は選挙管理委員会において定める。

第 11 条 立候補者数が定員内の場合は、信任投票を行う。

第 12 条 不在者投票は投票日の 3 日以内に行う。

第 13 条 投票で次の場合は無効とする。

1. 正規の用紙を用いないもの。
2. 選挙管理委員会が定めた投票の指示に従わないもの。

第 14 条 当選は得票数の多い順に決める。また信任投票の場合は有効投票数の過半数の信任をもって当選とする。

第 15 条 不信任の場合は、2 週間以内に再選挙を行うが、不信任者の再立候補は認めない。また、他の役員に当選した者が立候補した場合、次点者の繰り上げ当選を認める。なお次点者がいない場合には同時に補欠選挙を行う。

第 16 条 役員の任期中に欠員が生じた場合は、次の要領で処理する。

1. 任期 1 年のうち 6 ヶ月未満の場合は、次点者を繰り上げ当選とし、次点者のいない場合は補欠選挙をする。
2. 任期 1 年のうち 6 ヶ月以上の場合は、補欠選挙をするが、残任期間が 3 ヶ月未満は任期終了まで欠員のまま続ける。

第 17 条 役員は次の場合解散させられるが、その再選挙は解散後 3 週間以内に行う。

1. 総会で出席会員の 3 分の 2 以上、または代議員会で総委員の 5 分の 4 以上で不信任が可決された場合。
2. 学校長が解散を命じた場合。

第 18 条 本規定の改正は、生徒総会または臨時総会で出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって行うことができる。

第 19 条 特別な事情がある時には、学校長の承認があれば本規定によらず選挙事務を処理できる。

附 則 この規定は 平成 17 年 4 月 1 日をもって施行する

(1)平成 27 年 5 月 8 日 一部改正

(2)令和 2 年 5 月 15 日 一部改正

令和6年度 後期生徒会執行部 活動内容

会 長	3 年 松本悠希
副会長	2 年 岩村瑛生
書 記	2 年 成田 有理子

1 目標

モットー

全校生徒の模範となり、進んで明るくあいさつしよう!

2 今年度の生徒会のテーマ

志咲絆輝(シショウバンキ)

～全校生徒の志がつつじのように咲き、絆とな。て輝くよに～

3 主な活動内容

月	活 動 内 容	継続した取り組み
4		<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会の司会進行 ・生徒会通信 ・ポスター作成
5	1日、生徒総会 31日、体育祭(運命走)	
6	28日、中体連総合大会 ^{おこな} 壮行式	
7	16日、いじめ撲滅 ^{おこな} 集会 18日、生徒会協議会 ^{おこな}	
8・9	27日、夷祭	

令和6年度 前期代議・専門委員会活動内容

代議委員会

1 目標

仕事を忘れず積極的に取り組む

委員長 3年大瀧和 副委員長 2年二本柳拓海・3年曲戸千晴

2 主な活動内容

月	活動内容 (継続した取り組み)	活動方法
4	<ul style="list-style-type: none"> 2分前着席 服装点検 体育館見回り <p>月 火 水 木 金</p> <p>中ね 二あ な 海 の 子 人</p> <p>ちほ 3</p> <p>火 水 木</p> <p>みう めい き 友</p> <p>①屋の放送</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2分前になったら学級に声をかける 服装点検(つめの場合によっては保健室で靴のチェック) 体育館点検は優先学年が使っていない日未右側をバレーやバスケットボールを使う
5		
6		
7		
8・9月		

3 生徒会執行部との連携

4 学級との連携

令和6年度 前期代議・専門委員会活動内容

学習委員会

1 目標

仕事に責任をもち、揃って取り組もう。

委員長 3年坂下慧士 副委員長 3年豊澤哲平 2年斉藤舞糸哉

2 主な活動内容

月	活動内容（継続した取り組み）	活動方法										
4	<p>○図書当番</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">水</td> <td style="text-align: center;">金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">斉藤</td> <td style="text-align: center;">坂下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">野呂</td> <td style="text-align: center;">豊澤</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中村</td> <td style="text-align: center;">浜田</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三好</td> <td style="text-align: center;">泉</td> </tr> </table> <p>○教科連絡 ○ロッカー点検 ○家庭学習点検</p>	水	金	斉藤	坂下	野呂	豊澤	中村	浜田	三好	泉	<p>○皆が気持ちよく過ごせる図書室にする。 ○教科連絡は忘れずに行う。 ○ロッカー点検は1週間に2度行う。</p>
水	金											
斉藤	坂下											
野呂	豊澤											
中村	浜田											
三好	泉											
5	↓	↓										
6	↓	↓										
7	↓	↓										
8・9月	活動力の反省	反省をしっかりと行い後期につなげる										

3 生徒会執行部との連携

4 学級との連携

家庭学習点検、教科連絡、購入希望図書調べ
ロッカー点検 ↓

令和6年度 前期代議・専門委員会活動内容

保健委員会

1 目標

かせ予防をけか無く過こそう

委員長 3年 泉 結仁 副委員長 年 手代森 楓愛 ・ 年 小田 啓人

2 主な活動内容

月	活動内容 (継続した取り組み)	活動方法
4	① 体育準備 ② コンテナ整理 ③ かせ言調べ ④ 清掃用具点検	① 体育の準備と体操。 ② 旧交代でコンテナ整理。 ③ 朝の会で行う。 ④ 清掃終了後各自点検する。
5	生活習慣 アンケート	アンケートを集計し結果を 活用する。
6	↓	
7		
8・9月	↓	

3 生徒会執行部との連携

4 学級との連携

準備体操 教室の美化

令和6年度 前期生徒会役員一覧表

生徒会執行部

生徒会長	松本 悠希
生徒会副会長	岩村 琉生
生徒会書記	成田有理子

活動場所：生徒会室

担当：玉野t・須藤t

学級役員・専門委員(◎：委員長 ○：副委員長)

	1年	2年	3年
学級委員長	○ 田中 美羽	○ 二本柳拓海	◎ 大瀧 和
学級副委員長	井上 朔玖	二本柳希衣奈	手代森心愛
		三上 優音	伴田 愛生
			曲戸 千晴
学習委員 活動場所：2A教室 担当：高橋t・立花t・ 菊地t	浜田 武虎	○ 斉藤 舞織	泉 心優
	三好 寛菜	中村 未優	◎ 坂下 慧士
			○ 豊澤 哲平
			野呂 羚太
保体委員 活動場所：学習室 担当：松本t・坂井t・ 佐藤t・南部谷t	○ 小田 啓人	○ 手代森楓愛	◎ 泉 結仁
	泉 瑛仁	東 龍信	二本柳海響
	吉崎 慧		泉 元気
			古山 健虎

※代議員（学級2役）は合計9名 活動場所：3A教室 担当：高木t・武内t・大和t

令和5年度 生徒会費決算

2024/3/28

<収入の部>

項目	5年度予算	5年度決算	(増) 減	備考
繰越金	20,665	20,665		前年度繰越金
生徒会費	87,120	85,360	1,760	前期 220円×6ヶ月×33人 後期 220円×6ヶ月×32人
雑収入	0	2,000	(2,000)	生徒会協議会 ブロック担当補助費
計	107,785	108,025	(240)	

<支出の部>

項目	5年度予算	5年度決算	(増) 減	備考
執行部活動費・生徒会消耗品費	7,000	6,462	538	バドミントンラケット代 付箋代
学校祭補助	5,000	1,100	3,900	衣装代
体育祭補助(学校)	3,000	0	3,000	
学級費	15,000	9,510	5,490	1学級3000円×5
生徒会誌費	76,000	75,900	100	製本代など
予備費	1,785	3,600	(1,815)	花束代
計	107,785	96,572	11,453	

<<決算の部>>

<総収入>	-	<総支出>	=	<残金>
108,025	-	96,572	=	11,453

令和6年度 生徒会費予算(案)

2024/4/24

<収入の部>

項目	5年度予算	6年度予算	(増) 減	備考
繰越金	20,665	11,453	9,212	前年度繰越金
生徒会費	87,120	76,560	10,560	220円×12ヶ月×29人
雑収入	0	0	0	
計	107,785	88,013	19,772	

<支出の部>

項目	5年度予算	6年度予算	(増) 減	備考
執行部活動費・生徒会消耗品費	7,000	3,000	4,000	
学校祭補助	5,000	1,500	3,500	開閉会セレモニー材料費
体育祭補助	3,000	1,500	1,500	運命走材料費
学級費	15,000	15,000	0	1学級3,000円
生徒会誌補助費	76,000	63,600	12,400	製本代補助 など
予備費	1,785	3,400	(1,615)	花束代 他
計	107,785	88,000	19,785	

<<残金>>

<総収入>	-	<総支出>	=	<残金>
88,013	-	88,000	=	13